

平成 29 年度「なでしこの芽」「なでしこの種」募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、女性から商品（モノ・サービス）についてのアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定・公表するとともに、商品化をサポートすることで、女性の仕事への意欲を刺激するとともに起業を促進し、併せて企業における女性の採用意欲を喚起するものです。

2 認定対象となるアイデア

神奈川県内に在住、在勤または在学する女性からの、商品（モノ・サービス）に関するアイデアのうち、次の要件を満たすものとします。

- (1) 応募者自らが考えた、商品化に向けたアイデアであること
- (2) 応募時点で、応募されたアイデアに基づく商品が存在しないこと

3 アイデアの区分

県は、優れたアイデアを認定後、当該アイデアの応募者に対して商品化に関する意向を確認のうえ、次によりアイデアを区分します。

- (1) 応募者自らが商品化に取り組むものを、「なでしこの芽」とします
- (2) 応募者自らは商品化に取り組まず、県からの公表後に商品化は企業が行うことを想定するものを、「なでしこの種」とします

4 認定によるメリット等

- (1) 「なでしこの芽」については、県はアイデアの商品化に向けた支援として、公益財団法人神奈川県産業振興センター（K I P）等への橋渡しを行います。
 - (2) 「なでしこの種」については、県はアイデアの内容を公表します。（応募者は、必要に応じて自分で権利保全を行ってください。）また、企業から商品化を希望する申し出があった場合で、応募者が希望する場合には、同企業に応募者を紹介します。
- ※ 県による支援は、アイデア認定後から2年後の3月31日までとします。

5 応募方法

- (1) 募集期間
平成 29 年 7 月 21 日（金）～10 月 3 日（火）（必着）
- (2) 提出書類、部数及び提出方法

	提出書類	部数	提出方法
①	認定申請書	1 部	電子メール（郵送等も可）
②	補足資料（必要に応じて）	1 部	

- (3) 提出先

ア 電子メールの場合

knb@pref.kanagawa.jp

（電子メールに添付できるファイルの大きさの上限は、1 通につき 5 MB までとなりますのでご注意ください。）

イ 郵送等の場合

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局労働部 労政福祉課 両立支援グループ

(4) 留意事項

- ア 認定申請書については、県のホームページからダウンロードが可能です。
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480434/>)
- イ 認定申請書については、文字数を指定している記入欄を除き、入力する文字数に応じて記入欄を変更したり、その結果、ページ数が増えても構いません。
- ウ 提出書類は返却しませんので、予め控えを作成して保管して下さるようお願いいたします。
- エ 提出書類は、当該事業の審査及び審査結果の公表以外の目的には使用しません。
- オ 応募するアイデアについて、応募者は、必要に応じて自分で権利保全を行ってください。

6 審査

- (1) 有識者等によるアドバイザー委員会での評価を経て、県が優れたアイデアを認定します。
- (2) 評価項目
 - ① アイデアのコンセプト
 - ② 商品化の可能性
 - ③ 市場評価の見込
- (3) 留意事項
 - ① 選考は、原則として提出された認定申請書をもとに書類審査により実施しますが、認定申請書の記載内容によっては、ヒアリングを実施することがあります。
 - ② 次のいずれかの場合には、審査対象から除外する場合があります。
 - ア 応募書類に不備がある場合
 - イ この事業の趣旨に明らかに合わないと思われた場合
 - ウ 応募時点で、応募されたアイデアに基づく商品が認められた場合

7 審査結果の通知・公表・認定式

- (1) 審査結果の通知
審査結果については、県から応募者に対し、平成 30 年 1 月に郵送等により通知する予定です。
- (2) 「なでしこの芽」に区分したアイデアについては、認定式（平成 30 年 2 月予定）において認定証を贈呈するほか、県がアイデアを公表し、事業化支援への橋渡しを行います。
- (3) 「なでしこの種」に区分したアイデアについては、認定式において認定証を贈呈するほか、県がアイデアを公表します。